

甲府市上下水道局告示第 17 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 39 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 50 年 12 月規則第 66 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 5 年 4 月 19 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

1 入札対象物件

- | | |
|---------------|--------------------------|
| （1）入札番号 | 上水－15 |
| （2）物件名 | 粉末活性炭購入（単価契約） |
| （3）品質・規格・数量など | 仕様書による |
| （4）納入期限 | 契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで |
| （5）納入場所 | 仕様書による |
| （6）予定価格 | 公表しない |
| （7）最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市・甲府市上下水道局における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者とする。

- （1）山梨県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- （2）甲府市・甲府市上下水道局における物品供給競争入札参加資格の認定において業種が「農工業薬品」で登録されている者であること。
- （3）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。

- (5) この公告の日から入札の日までの間に山梨県又は県内地方公共団体から指名停止措置を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 税の滞納がない者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和5年4月19日（水）～令和5年4月26日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話 055-228-3436
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ（企業向け情報 入札情報）又は甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報（物品））から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和5年4月19日（水）～令和5年4月26日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話 055-228-3436
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和5年5月15日（月） 午後2時00分

(2) 場 所 甲府市上下水道局本局庁舎 3 階大会議室

甲府市下石田二丁目 2 3 番 1 号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

契約は、1 キログラムあたりの単価契約となるため、入札書へは 1 キログラムあたりの価格を記載すること。なお、1 円未満の端数が生じる場合は、小数点以下第 2 位までとすること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 / 100 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 100 / 110 に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において 2 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第 12 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の 10 / 100）

ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第 34 条第 1 項第 3 号に規定する、過去 2 年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約保証人：契約者は、甲府市契約規則に定める契約保証人を立てなければならない。

(4) 契約書作成の要否：要

(5) 仕様説明会を行わない。

(6) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。